4　第一項の「強制転換条項付優先株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四　償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五　償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ　償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ　その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2)　償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六　発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七　剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ　剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

ハ　剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。

ニ　剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。

八　剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。

九　剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十一　発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二　ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十三　一定の時期の到来を条件として普通株式（前項に規定する普通株式をいう。次条において同じ。）へ転換されるものであること。

5　第二項第一号イ又はヘに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

（調整項目の額の算出方法）

第四十一条　前条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式等の額は、銀行が当該銀行の普通株式等（普通株式又は強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）をいい、自己株式に該当するものを除く。）を保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通株式等（次項及び第四十四条第二項第一号ヘにおいて「自己保有普通株式等」という。）の額とする。

2　前項に定める額を算出する場合において、銀行が自己保有普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

3　前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、銀行が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」という。）の自己資本比率（第二十五条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する銀行にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行の普通株式又は強制転換条項付優先株式を保有していると認められる場合（銀行又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段の額とする。

4　前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通株式等の額は、少数出資金融機関等（銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ロ又はハに掲げる者を除く。）をいう。第七項において同じ。）の対象普通株式等（対象資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するもの（みなし普通株式を含む。）をいう。以下この条及び第四十四条第二項第一号ヘにおいて同じ。）を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。）における当該対象普通株式等の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

5　前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通株式等を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項の場合を除く。）における当該対象普通株式等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ　他の金融機関等であって、当該銀行を子法人等とする親法人等である者（イに掲げる者を除く。）

ハ　他の金融機関等であって、当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行を除く。）又は関連法人等である者（イ及びロに掲げる者を除く。）